平成２１年（フ）第４０００号
大阪市平野区平野南３丁目９番３―501号
債務者　高島　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７０号
大阪市此花区高見１丁目５番44―101号
債務者　濱石　明彦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２９０号
大阪府枚方市東香里元町24番８―14号
債務者　作田　一也
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１５号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目６番２―602号
債務者　橋本美代子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３４号
大阪府東大阪市稲葉４丁目５番32号
債務者　尾藤　京子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４０６号
大阪府枚方市氷室台１丁目４番17号
債務者　千口　幹雄
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１９号
大阪府枚方市津田東町１丁目25番15号
債務者　井村　　薫
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３１号
大阪府高槻市堤町15番11号
債務者　熊田　麻美（旧姓畑山）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３４号
大阪府八尾市光南町２丁目２番36号　藤幸マンション201号
債務者　嶋津　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４７７号
大阪府門真市下馬伏町６番２―401号
債務者　濵　　修治
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４８２号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３―1005号
債務者　丹下　松美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０５号
大阪府東大阪市足代１丁目９番10号　くすの木ハイツ105号
債務者　溝端美奈子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１４号
大阪市住之江区粉浜１丁目５番１号　コーポカトレア405
債務者　高岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２４号
大阪市淀川区三津屋北１―28―21、外国人登録原票上の住所大阪府豊中市庄内幸町４丁目５番３号
債務者　高島鳴鳳こと　李　由美子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１０号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目９番地の24
債務者　山本　雅幸
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２０号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番32号　レモラス201号
債務者　永松ますみ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番15号　エビスマンション302号
債務者　宇都　　紘
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４号
香川県善通寺市善通寺町１丁目１番５号
債務者　小國　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部